

## 運輸・交通施策の推進に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 整備新幹線の早期開業等

(1) 整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期全線開業を目指すこと。

また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて取り組むこと。

(2) 沿線自治体の負担が軽減されるよう、整備新幹線の建設費及び新駅周辺地域の整備に対する財政措置を講じること。

また、新駅設置及び二次交通の充実等に対する適切な支援措置を講じること。

2. リニア中央新幹線開業に向けて、中間駅の周辺整備やアクセス道路の整備等が円滑に推進できるよう、財政支援措置を講じること。

3. 整備新幹線の並行在来線については、安定的な経営維持と利用者増加及び利便性向上のための施設整備等ができるよう、財政支援措置を拡充すること。

4. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備促進に必要な財政支援措置を講じるとともに、都市鉄道利便増進事業における補助制度を拡充すること。

5. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

また、自転車等駐車場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

6. 地方空港における就航便を確保するとともに、国際線の受入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。

7. 地域経済の活性化や一般道路の交通渋滞解消等のため、地域の実情に配慮した有料道路の割引制度を導入すること。
8. バイオディーゼル燃料自動車を利用した車両について、燃料供給施設普及に対する財政支援措置及びバイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策を講じること。
9. 自動車臨時運行許可について、不正利用に対する申請内容等の捜査が容易で、犯罪発生の抑止効果が期待できる警察の事務とすること。
10. 水上オートバイによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう法体制を整備するとともに、操縦者への安全指導を徹底すること。
11. 放置船等に対する対策の強化
  - (1) 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則を強化すること。
  - (2) 小型船舶の登録制度について、船舶購入時における係留場所管理者の係船許可証明の添付や、船舶売却時における報告を義務付けるなど制度を強化するとともに、変更登録及び末梢登録等の申請時における船舶の状況確認を確実に行うこと。

また、登録内容について、都市自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。
  - (3) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。
12. 東日本大震災関係

鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を拡充するとともに、鉄道復旧に係るまちづくり事業について、財政支援措置を拡充すること。